

審 査 基 準

令和 7 年 5 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第95条の2第3項
処 分 の 概 要：特定免許情報の記録
原権者（委任先）：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第95条の2第1項及び第5項（特定免許情報の記録等） 道路交通法施行規則第21条の2（特定免許情報の記録の申請）、第21条の4（特定免許情報の記録）、第21条の6（免許証の交付を受けようとする際に行う特定免許情報の記録の申請）、第21条の10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第29条の2の3の2（更新された免許証の交付等）、第31条の4の2（他の種類の免許に係る免許証の交付に伴う特定免許情報の記録）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：1日（行政庁の休日を除く。） ※ 警察署（杵築幹部交番及び津久見幹部交番を含む。以下同じ。）において特定免許情報の記録又は免許情報記録の書換えを申請する者が免許証の交付又は再交付を希望しない場合については、14日（行政庁の休日を除く。） ※ 警察署における免許証等の更新において特定免許情報の記録又は免許情報記録の書換えを申請する者が免許証の交付を希望しない場合については、21日（行政庁の休日を除く。） ※ 警察署における免許証等の更新において免許証の交付を受ける者が特定免許情報の記録又は免許情報記録の書換えを申請する場合については、28日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：大分県警察本部交通部運転免許課又は各警察署交通関係事務担当課
問 い 合 わ せ 先：大分県警察本部交通部運転免許課（電話 097-528-3000） 免許の停止期間満了又は停止処分解除時の特定免許情報の記録 ：行政処分係 免許の取消しによる他の種類の免許に係る特定 免許情報の記録又は免許情報記録の書換え：講習係 その他： 免許係 各警察署交通関係事務担当課
備 考：